

NPO 法人敬田プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人敬田プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、未就学児から就学児と、その保護者に対して、第一次産業の体験学習及び自然学習、育児支援に関する事業を行い、子どもたち及び保護者の知育・体育・徳育の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①子どもとその保護者を対象とする第一次産業の体験学習を通じた心身の成長を図る事業
- ②子どもとその保護者を対象とする自然学習を通じた心身の成長を図る事業
- ③自然教育に関する調査・研究並びにこれらの情報を提供する事業
- ④身体の生理学・解剖学・神経学等に関する調査・研究並びにこれらの情報を提供する事業
- ⑤育児支援に関する事業
- ⑥第一次産業の体験学習を通して製作・生産された物品・成果物・加工品の販売事業
- ⑦専門的知見に基づいた講演活動事業
- ⑧農作業等に係る作業受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上4人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 会員の除名
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井手 義信
理事	結城 和寿
理事	大塚 直樹
監事	武知 倫太郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|---------|----------|----------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 (個人) | 5,000 円 |
| | (団体) | 10,000 円 |
| | 賛助会員(個人) | 0 円 |
| | (団体) | 1 口 10,000 円 (1 口以上) |
| (2) 年会費 | 正会員 (個人) | 10,000 円 |
| | (団体) | 50,000 円 |
| | 賛助会員(個人) | 5,000 円 |
| | 賛助会員(団体) | 1 口 10,000 円 (1 口以上) |
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市西区愛宕 3 丁目 1 番 1 号 ルネッサンス室見 303 号に置く。

役員名簿

(NPO法人敬田プロジェクト)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	イデ ヨシノブ 井手 義信		無
理事	ユウキ カズヒサ 結城 和寿		無
理事	オオツカ ナオキ 大塚 直樹		無
監事	タケチ リンタロウ 武知 倫太郎		無

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会において、様々な環境の変化に伴い、福岡の公立小中学校のいじめ認知件数は過去最多を更新し、発達障がい児の相談件数及び診断児数は年々増加傾向。全国的にみても、小中学生の自殺者数は過去最多を更新するなど、子どもの心身の発達における問題は深刻さを増しております。

様々な環境変化の一つとして、IT社会の発展に伴う、身体を使うことの機会減少及び、野外での運動機会・場所の減少があると考えます。結果として、身体機能の低下及び、感性・情緒の欠如。それに伴う、人間関係を構築する能力の低下に繋がっていると、様々な研究でも言われております。

この3年間、子どもたちとその保護者の心身の成長を目的とした、子ども運動教室や大人の運動教室、親子運動教室、『元気になるための育児講座』などを開催してきました。同時に、2025年からは、第一次産業（農業・林業・漁業）などの自然と向き合う機会と場所の構築及び、同じ目的を共有する人同士の関わりの機会・場所を作るべく、『運動療法のための農業学習』、『運動療法のための林業学習』を開催して参りました。その中で、行政区の区長さんや農家さんなどとの繋がりも生まれ、今後さらに広がり深まっていくと考えております。

こうした取り組みを通して、子どもたちとその保護者の心身の健全な成長はもちろん、地域における新たな繋がり形成、第一次産業の大切さの認知と理解にも繋がると考えます。そして、その先にある、地域全体で子供を見守り育む地域・安心して育児できる地域・子どもが健全に育つ地域の実現を目指して活動して参ります。

上記における教育活動を継続的かつ公益的に推進していくために NPO 法人 敬田プロジェクトを設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

- 2023年5月～ 子どもの運動指導を目的とした 運動療法スタジオ amka を開業
- 2025年6月～ 運動療法を目的とした農業学習を開催
- 2026年2月～ 運動療法を目的とした林業学習を開始
- 2026年3月 特定非営利活動法人設立の検討を始める
- 2026年4月 設立総会を開催

2026年 5月 12日

NPO 法人 敬田プロジェクト

設立代表者 住所又は居所

氏 名 井手 義信

2026年度 事業計画書

成立の日から2026年 12月 31日まで

NPO法人敬田プロジェクト

1 事業実施の方針

設立初年度は、参加者や地域の方々からの信用を得るための基盤づくりに注力する。具体的には、事業内容の質の向上に重点的に取り組む。特に、農業学習・林業学習においては、これまでの経験や改善点も活かしながら、参加者の『知育・体育・徳育』の向上につながる学習内容にしていく。そのためにも、農家さんを始め、地域の方々との連携も意識しながら、子どもやその保護者の方々が、体験学習しやすい環境づくりを行なっていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
①子どもとその保護者を対象とする第一次産業の体験学習を通じた心身の成長を図る事業	・運動療法を目的とした農業学習 ・運動療法を目的とした林業学習	【通年】 6月～10月 9月～12月 11月 10月・11月	【糸島市内】 ・瑞梅寺 ・志摩吉田 ・志摩芥屋 ・前原地区	4名	参加者のべ70組	260
②子どもとその保護者を対象とする自然学習を通じた心身の成長を図る事業	子どもとその保護者を対象とした、1day キャンプ	7月～9月 計3回	一貴山周辺	4名	参加者1回あたり7組のべ21組	120
③自然教育に関する調査・研究並びにこれらの情報を提供する事業	実施予定なし					
④身体の生理学・解剖学・神経学等に関する調査・研究並びにこれらの情報を提供する事業	実施予定なし					
⑤育児支援に関する事業	実施予定なし					
⑥第一次産業の体験学習を通して製作・生産された物品・成果物・加工品の販売事業	実施予定なし					
⑦専門的知見に基づいた講演活動事業	実施予定なし					
⑧農作業等に係る作業受託事業	実施予定なし					

2027年度 事業計画書

2027年1月1日から2027年 12月 31日まで

NPO法人敬田プロジェクト

1 事業実施の方針

2期目は、設立初年度に構築した地域との信頼関係をもとに、既存の参加者はもちろん、その地域地域の子どもたちとその保護者、おじいちゃん・おばあちゃんも参加できる体験学習の内容に展開していく。地域の公民館や耕作放棄地などを学習の場として活用しながら、その地域全体で子どもを見守り育む、保護者の方々を支える環境づくり、意識付けに取り組んでいく。
『安心して育児できる場所』の土台強化及び認知拡大、認識の向上に注力していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及 び予定人数	事業費の予算額 (千円)
①子どもとその保護者を対象とする 第一次産業の体験学習を通じた心身の成長を図る事業	・運動療法を目的とした農業学習 ・運動療法を目的とした林業学習	【通年】 6月～10月 3月～6月 9月～12月 5月・11月 6月・10月・11月	【糸島市内】 ・瑞梅寺 ・志摩吉田 ・志摩芥屋 ・前原地区	4名	参加者のべ112組	400
②子どもとその保護者を対象とする 自然学習を通じた心身の成長を図る事業	子どもとその保護者を対象とした、 1day キャンプ	3月・4月 7月～9月 計5回	一貴山周辺	4名	参加者1回あたり7組 のべ35組	200
③自然教育に関する調査・研究並びにこれらの情報を提供する事業	実施予定なし					
④身体の生理学・解剖学・神経学等に関する調査・研究並びにこれらの情報を提供する事業	実施予定なし					
⑤育児支援に関する事業	実施予定なし					
⑥第一次産業の体験学習を通して製作・生産された物品・成果物・加工品の販売事業	実施予定なし					
⑦専門的知見に基づいた講演活動事業	実施予定なし					
⑧農作業等に係る作業受託事業	実施予定なし					

2026年 活動予算書

成立の日から 2026年 12月 31日まで

NPO法人敬田プロジェクト

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	0	150,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
受取補助金	0	0
4 事業収益		
①第一次産業の体験学習事業	420,000	
②自然学習を通じた心身の成長を図る事業	126,000	546,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		696,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	0	
法定福利費	0	
臨時雇用賃金	200,000	
通勤費	0	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
業務委託費	0	
諸謝金	100,000	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
消耗品費	80,000	
地代家賃	0	
その他経費計	180,000	
事業費計		380,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
印刷製本費	0	
消耗品費	0	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
修繕費	0	
減価償却費	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		380,000
当期経常増減額		316,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		316,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		0
次期繰越正味財産額		316,000

2027年 活動予算書

2027年1月1日から 2027年12月31日まで

NPO法人敬田プロジェクト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
①第一次産業の体験学習事業	672,000		
②自然学習を通じた心身の成長を図る事業	210,000	882,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			982,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	0		
臨時雇用賃金	400,000		
法定福利費	0		
通勤費	0		
人件費計	400,000		
(2) その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	100,000		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	100,000		
地代家賃	0		
その他経費計	200,000		
事業費計		600,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			600,000
当期経常増減額			382,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			382,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			316,000
次期繰越正味財産額			698,000